地域住民の皆さまへ

陸上自衛隊海田市駐屯地からのお知らせ

いつも駐屯地に対するご理解ご協力ありがとうございます。
地域住民の皆さまへ、小型無人機(ドローン)の飛行についてお知らせがあります。
内容につきましては、下記をご覧ください。

WARNING NO DRONE ZONE

海田市駐屯地周辺での
小型無人機の飛行は禁止されています。

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、駐屯地周辺約１０００ｍ地域での小型無人機の飛行は禁止されています。

なお、同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合があるほか、「１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金」が科せられる場合があります。

飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省ＨＰをご覧いただくか、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。

陸上自衛隊海田市駐屯地司令
問合せ先　０８２－８２２－３１０１

規制の対象となる小型無人機の飛行

1　小型無人機を飛行させること
- 無人飛行機(ラジコン飛行機等)
- 無人滑空機、無人回転翼航空機(ドローン等)
- 無人飛行船　等

2　特定航空用機器を用いて人が飛行すること
- 気球
- ハンググライダー
- パラグライダー　等

飛行禁止区域につきましては、下図の黄色線内(赤線内含む)となります。

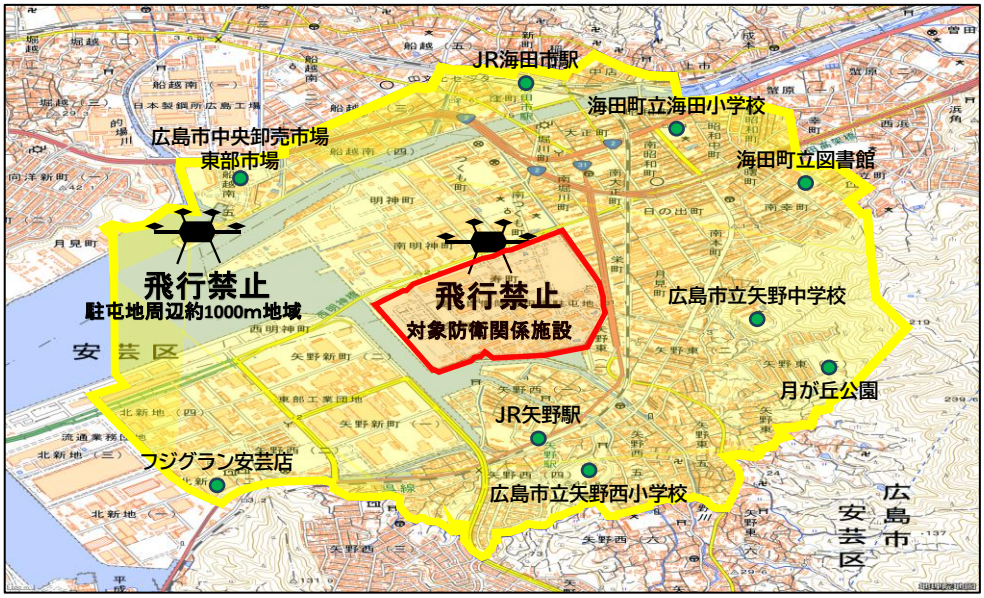

お問い合わせ先:082－822－3101　内線(2907)海田市駐屯地司令職務室
メール:kaitaichigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

地域の皆さまの、ご協力をよろしくお願いいたします。

詳しくは陸上自衛隊海田市駐屯地HPをご確認ください。

陸上自衛隊
海田市駐屯地
QRコード

陸上自衛隊海田市駐屯地周辺地域
（広島県安芸郡海田町寿町２番１号）

司令職務室
８．６．３

この地図は、縮尺２万5,000分の１の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

凡　例

ドローン飛行地域

飛行経路

ドローン操縦手の位置

対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

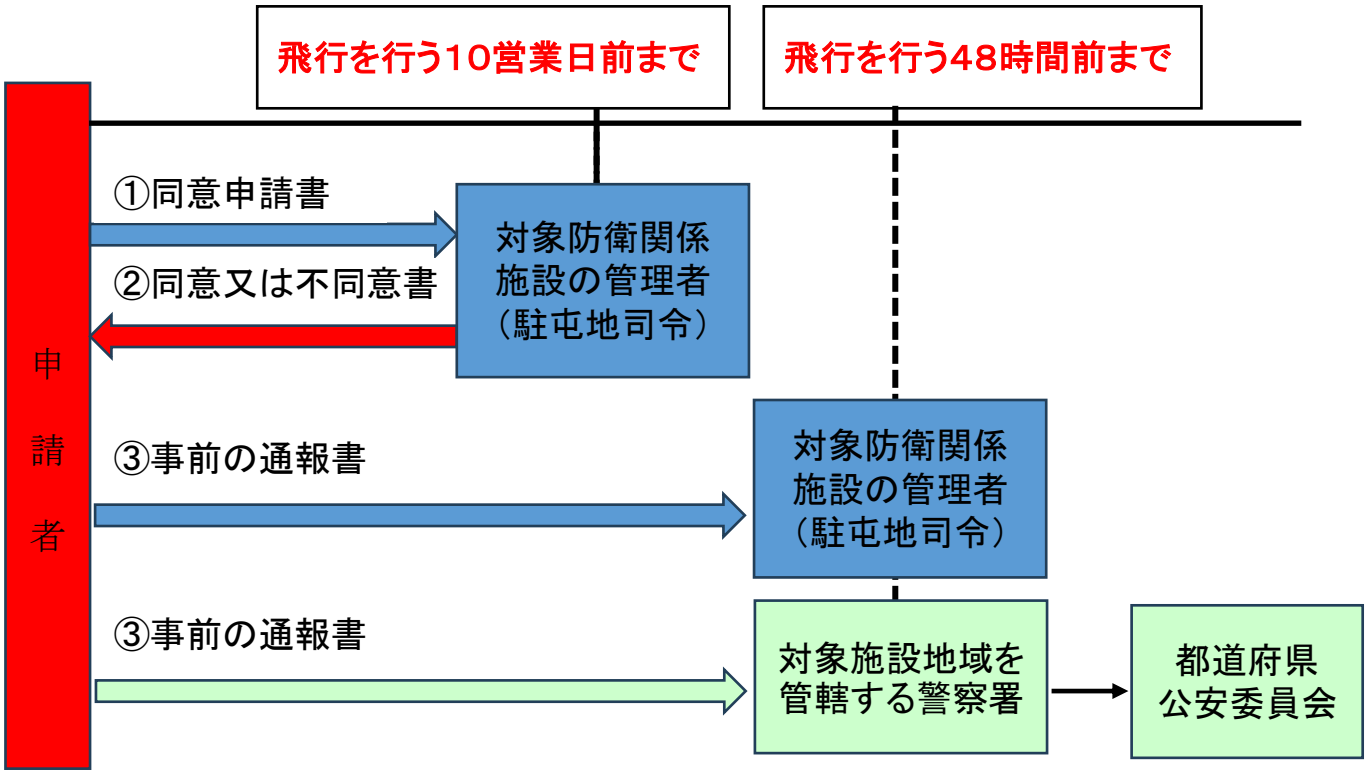

＊原則１０営業日前までに同意書を提出、自衛隊及びその委託を受けた者は、４８時間前までに管轄する警察等に同意を取ること。
＊通報特例の対象となる施設については、飛行の直前までに管轄する警察に同意を取ること。

対象防衛関係施設１０００ｍ周辺の上空において小型無人機等の飛行を行う場合の手続

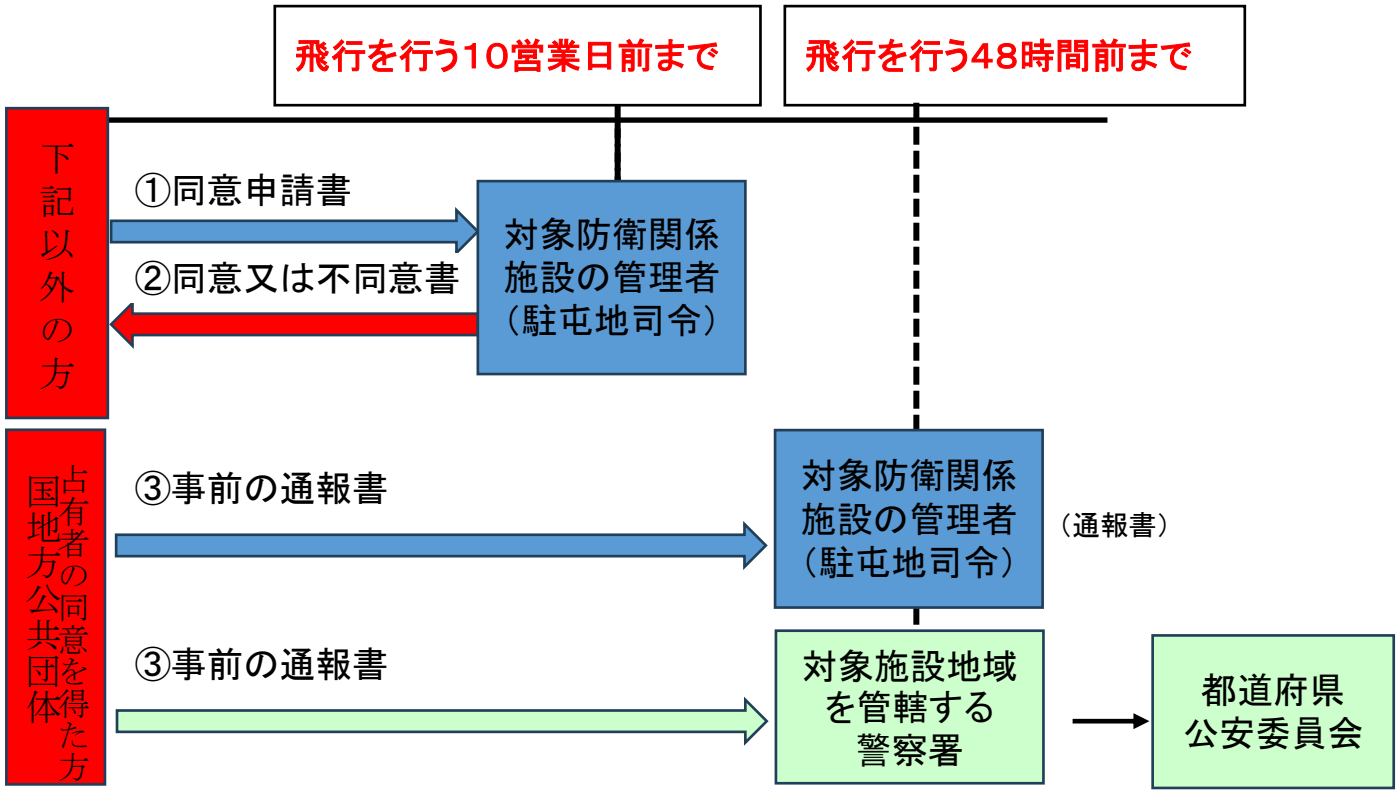

＊原則１０営業日前までに同意書を提出、自衛隊及びその委託を受けた者は、４８時間前までに管轄する警察等に同意を取ること。
＊通報特例の対象となる施設については、飛行の直前までに管轄する警察に同意を取ること。

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則

（施設管理者等の通報）

第三条

法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「操縦者」という。）のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者（以下「施設管理者等」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長（当該対象施設周辺地域が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。）を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会（当該対象施設周辺地域が法第二条第一項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には、東京都公安委員会及び皇宮警察本部長。以下「公安委員会等」という。）に提出して行うものとする。

（公務操縦者の通報）

第四条

法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、所轄警察署長を経由して、公安委員会等に提出して行うものとする。

小型無人機等の飛行に関する同意申請書

令和　　年　　月　　日

（対象施設の管理者）　殿

申請者
氏　名

小型無人機等の飛行を行う日時		月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行に係る区域			
小型無人機等の飛行を行う際の申請者の位置			
申　請　者	氏名 生年月日 住所 電話番号		
申請者の勤務先	名称 所在地 電話番号		
船　舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段		
機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名　称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積載物		カメラの有無	有　・　無
その他の特徴			

外観	
（図画又は写真）	

備考１　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。

２　小型無人機等の飛行を行う際の申請者（小型無人機等の飛行を行おうとする者）の位置の欄には、具体的な位置を記載するとともに、当該位置を示す地図を添付すること。ただし、申請者が特定航空用機器の飛行を行う場合は不要とする。

３　申請者の勤務先欄には、申請者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。

４　船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

５　機器の種類欄には、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号）第２条第３項に定める小型無人機又は同条第４項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。

６　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

７　登録記号欄には、航空法（昭和２７年法律第２３１号）第１３１条の７第１項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。

８　カメラの有無欄には、小型無人機等に内蔵されているカメラの有無も記載すること。

９　不要の欄は、斜線で消すこと。

陸上自衛隊海田市駐屯地周辺地域
（広島県安芸郡海田町寿町２番１号）

司令職務室
８．６．３

この地図は、縮尺２万5,000分の１の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

凡　例

ドローン飛行地域

飛行経路

ドローン操縦手の位置

小型無人機等の飛行に関する同意申請書（包括）

令和　　年　　月　　日

（対象施設の管理者）　殿

所属官署
氏　　名

小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
小型無人機等の飛行を行う官署	名称 所在地 電話番号	

備考 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号。以下「法」という。）第１０条第３項に規定により通報します。

令和　　年　　月　　日

海田市駐屯地司令　殿

操縦者

氏　名

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした土地の所有者又は占有者	名称 所在地 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名　称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積載物			
その他の特徴			
外観			
（写真）			
備　考			

備考１　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。なお、法第２条第１項第３号に揚げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第１０条第２項の規定により、同行第１号に揚げる対象施設の管理者又はその同意を得たものに限り行うことができることに留意すること。

２　操縦者欄には、法第１０条第２項第１号又は第２号に揚げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

３　操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合のみ記載すること。

４　同意をした土地の少輔者又は占有者の欄には、操縦者が土地の所有者又は占有者の同意を得たものである場合のみ記載すること。

５　同意をした土地の少輔者又は占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

６　船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

７　機器の種類欄には、法第２条第３項に定める小型無人機又は同条第４項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。

８　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

９　登録記号欄には、航空法第１３１条の７第１項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。

10　不要の欄は、斜線で消すこと。

11　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

司令職務室
８．６．３

陸上自衛隊海田市駐屯地周辺地域
（広島県安芸郡海田町寿町２番１号）

この地図は、縮尺２万5,000分の１の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

凡　例

ドローン飛行地域

飛行経路

ドローン操縦手の位置

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成２８年法律第９号。以下「法」という。）第１０条第３項に規定により通報します。

令和　　年　　月　　日

海田市駐屯地司令　殿

操縦者

氏　名

小型無人機等の飛行を行う日時	月　日　時　分から　時　分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 事務所の所在地 担当者の指名 電話番号	
船舶	名称 船舶番号等 船種 船籍港 総トン数 連絡手段	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名　称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積載物			
その他の特徴			
外観			
（写真）			
備　考			

備考１　小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域及び飛行経路を示す地図を添付すること。なお、法第２条第１項第３号に揚げる対象施設及びその周辺敷地等の上空において行う小型無人機等の飛行は、法第１０条第２項の規定により、同行第１号に揚げる対象施設の管理者又はその同意を得たものに限り行うことができることに留意すること。

２　公務操縦者欄には、法第１０条第２項第３号に揚げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

３　小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

４　船舶欄には、申請者が当該船舶に乗船して小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。

５　機器の種類欄には、法第２条第３項に定める小型無人機又は同条第４項に定める特定航空用機器のいずれに該当するかを記載すること。

６　製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

７　登録記号欄には、航空法第１３１条の７第１項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。

８　不要の欄は、斜線で消すこと。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

司令職務室
８．６．３

陸上自衛隊海田市駐屯地周辺地域
（広島県安芸郡海田町寿町２番１号）

この地図は、縮尺２万5,000分の１の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域

対象施設周辺地域

凡　例

ドローン飛行地域

飛行経路

ドローン操縦手の位置